社会福祉法人ダブルエッチジェー役員等報酬規程

（目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人ダブルエッチジェーの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第3条　理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報　　酬（日額）	費 用 弁 償（日額）
理事会出席報酬等	5,000 円	5,000 円

2　評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報　　酬（日額）	費 用 弁 償（日額）
評議員会出席報酬等	5,000 円	5,000 円

3　監事が理事会・評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報　　酬（日額）	費 用 弁 償（日額）
理事会・評議員会出席報酬等	5,000 円	5,000 円

4　評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報　　酬（日額）	費 用 弁 償（日額）
評議員選任解任委員会出席報酬等	2,000 円	5,000 円

5　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第4条　理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2　理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3　監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第5条　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅　　費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実　　費	10,900 円	20,000 円	実　費

2　業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第6条　施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則

1　この規程は、平成30年4月1日より適用する。

2　社会福祉法人ダブルエッチジェーの役員等の報酬、諸手当及び費用弁償に関する規程(平成19年12月1日適用)　は廃止する。

附則（平成30年6月19日改正）

この規程は、平成30年6月19日に施行し、平成30年4月1日より適用する。

この規程は、令和3年10月6日に施行し、令和3年4月1日より適用する。

別表1

名　　称	報　　酬	実費弁償費	備　考
理事長業務報酬等(日額)	5,000 円	5,000 円	
理事及び評議員業務報酬等(日額)	5,000 円	5,000 円	
監事監査指導報酬等(日額)	25,000 円	5,000 円	
監事監査指導報酬等(半日)	10,000 円	5,000 円	
評議員選任解任委員業務報酬（日額)	2,000 円	5,000 円	